

意見案第7号

平成15年異常気象による農業被害対策に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成15年10月17日

北海道議会議長 神戸典臣様

提出者	北海道議会議員	工藤敏郎
	同	大橋晃
	同	大河昭彦
	同	北準一
	同	棚田繁雄
	同	中司哲雄
	同	保村啓二
	同	池本柳次
	同	柿木克弘
	同	林大記
	同	石井孝一
	同	高橋文明
	同	大内良一
	同	湯佐利夫

平成 15 年異常気象による農業被害対策に関する意見書

本道においては、6 月下旬以降、低温と日照不足が続き、特に、農作物の生育に大きな影響を及ぼす 7 月には、平成 5 年の冷害を上回る低温と日照不足となり、記録的な冷夏となった。

このため、道においては、7 月以降、水田での適切な水管理や病虫害防除の徹底など農業者に対する営農技術指導を徹底してきたところである。

しかしながら、水稻や豆類については生育の遅延が著しく、水稻では低温障害による不稔が発生し、9 月 15 日現在の全道の作況指数が 81 と、平成 5 年以来最悪の作柄になるとともに、地域によっては、農家経営のみならず地域の経済全体にまで影響を及ぼすことが懸念されている。

よって、国においては、被害農業者の経営安定に向けて、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. このたびの異常気象による災害について、天災融資法を発動するとともに、激甚災害として指定すること。
2. 農業経営維持安定資金の融資枠を確保すること。
3. 既借入制度資金について、償還猶予等の償還条件の緩和措置を講ずること。
4. 農業共済金の早期支払いと水稻損害評価の特例措置及び農業共済団体の損害評価費増嵩に対する事務費負担金等の増額措置を講ずること。
5. 国営土地改良事業負担金の徴収猶予等の措置を講ずること。
6. 農地保有合理化事業について、買い受けが困難な場合に一時貸付期間の延長措置を講ずること。
7. 国民に対し、米の需給と価格情報を適時適切に提供すること。
8. 本年産米の作柄不良による在庫数量の状況を踏まえ、平成 16 年産米の生産目標数量について、国民への安定供給に支障を来さないよう、適切に設定すること。
9. 被害農業者の生活安定及び地域経済を維持するため、農外の就労を促進する措置を講ずること。
10. 災害対策のための地方負担の増大に対し、特別交付税による必要な財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
厚生労働大臣

} 各通

北海道議会議長 神戸典臣